

山形県警察の施策を示す訓令・通達等(概要)

所 管 課	刑事部鑑識課
発出年月日	平成22年9月14日
文書番号	例規(鑑)第20号
文 書 名	デジタルカメラで撮影した写真の管理・活用要領の制定について
概 要	犯罪捜査に従事する職員が職務上デジタルカメラで撮影した写真を、フィルムカメラによる写真と同様に立証上不可欠なものとして、検証調書、身体検査調書、実況見分調書、検視調書等の捜査書類へ活用する際の具体的な取扱事項を定め、デジタルカメラで撮影した写真の犯罪捜査における適正な運用を図るものである。